

## (案)

## 次期「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（仮称）素案

～ 市民の皆様への御意見を募集します ～

【意見募集期間】

平成31年1月〇日（〇）～平成31年2月〇日（〇）

## 京・地域福祉推進指針が「目指す姿」

## 基本理念

京都の地域力を生かし、優しさのあふれる共生の文化を推進する

次期指針は、これまでの指針の取組を踏まえて、住民自治の伝統の下で「文化」として根付く「京都の地域力」を生かし、世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会（地域共生社会）を目指します。

互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、  
生き生きと過ごせる地域づくり

- ☺ より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「担い手」「受け手」となることで、やりがいと喜びを感じ、より元気な地域になるとともに、世代を超えた交流により、地域のつながりが次世代に継承される。
- ☺ 世代や分野を超えて、様々な人や団体等がつながることで、生活に悩みがあっても、相談・支援につながり、日常のつながりを通じて、災害時にも互いに助け合うことができる。

協働による支援

受け止める・支える

多様な活動団体が連携し、  
住民とともに協働の取組を  
推進する仕組みづくり

- ☺ 多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、支え合い活動が充実・強化される。

連  
携困難な課題を受け止め、  
円滑に支援につなぐ  
行政機関等の体制の充実

- ☺ 困難な課題をしっかりと行政、関係機関が受け止める。
- ☺ 抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができる。

平成31年1月

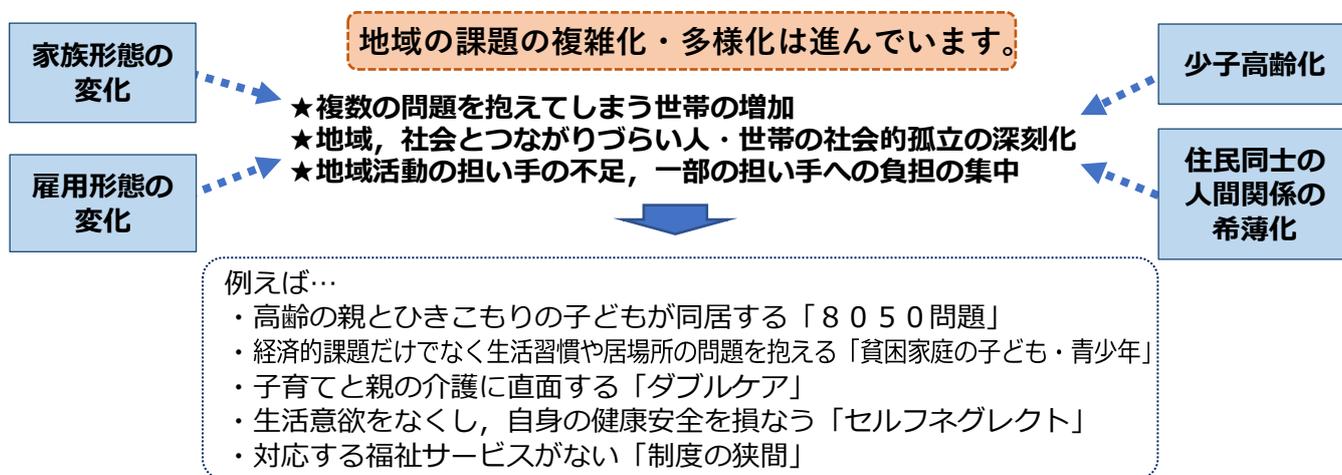


京都市  
CITY OF KYOTO

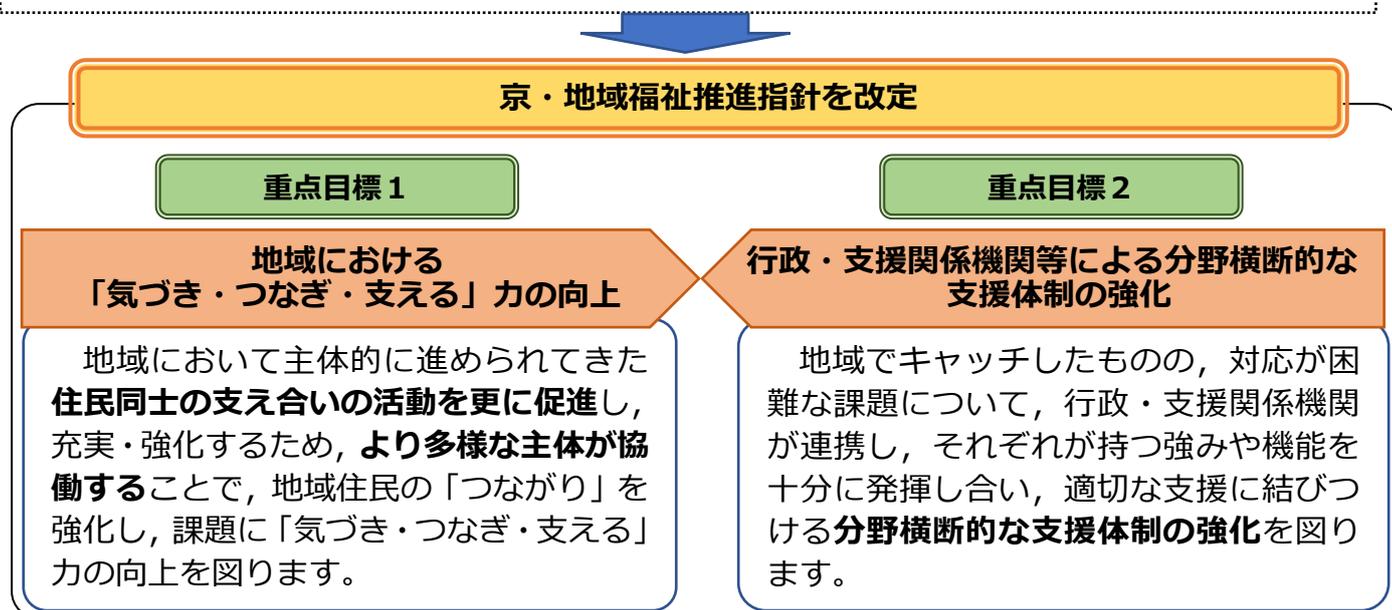
## 1 指針の位置付け

- 本指針は、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながり、ともに取り組む京都ならではの共生の文化を推進する「指針」として策定するものであり、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置付けます。
- 京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画の一つとして策定するとともに、地域住民のつながりの強化により、社会情勢の変化や災害に強い持続可能なまちづくりに取り組むことで、今年度策定予定の「京都市レジリエンス戦略」の推進やSDGsの達成に積極的に貢献します。

## 2 本市の地域福祉を取り巻く状況（改定の背景）



本市では、平成29年度に従来の福祉事務所と保健センターを保健福祉センターとして統合し、市民にわかりやすい分野別の窓口にも再編するとともに、地域あんしん支援員設置事業や不良な生活環境対策条例など、深刻化した複合的な課題を抱える世帯等に対し、行政、関係機関、地域住民との連携のもと支援を行う取組を先駆的に進めてきましたが、今後は、課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくりに取り組んでいくことが重要です。



### 3 新たな指針の体系

**基本理念** 京都の地域力を生かし、優しさのあふれる共生の文化を推進する

＜重点目標 1＞ 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

#### **推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進**

【主な取組項目】

- ① 互いに認め合う地域づくりの推進
- ② 地域福祉活動への支援，市民参加の促進
- ③ 健康づくり・介護予防の取組の推進
- ④ 地域における子育て支援の推進
- ⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出
- ⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携
- ⑦ 見守り・相談支援活動の促進
- ⑧ 居場所の取組の推進
- ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実

#### **推進項目 2 多様な活動団体が連携し，住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり**

【主な取組項目】

- ① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化
- ② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進
- ③ 多様な主体によるまちづくりの推進

＜重点目標 2＞ 行政・支援関係機関等の連携による分野横断的な支援体制の強化

#### **推進項目 3 困難な課題を受け止め，円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実**

【主な取組項目】

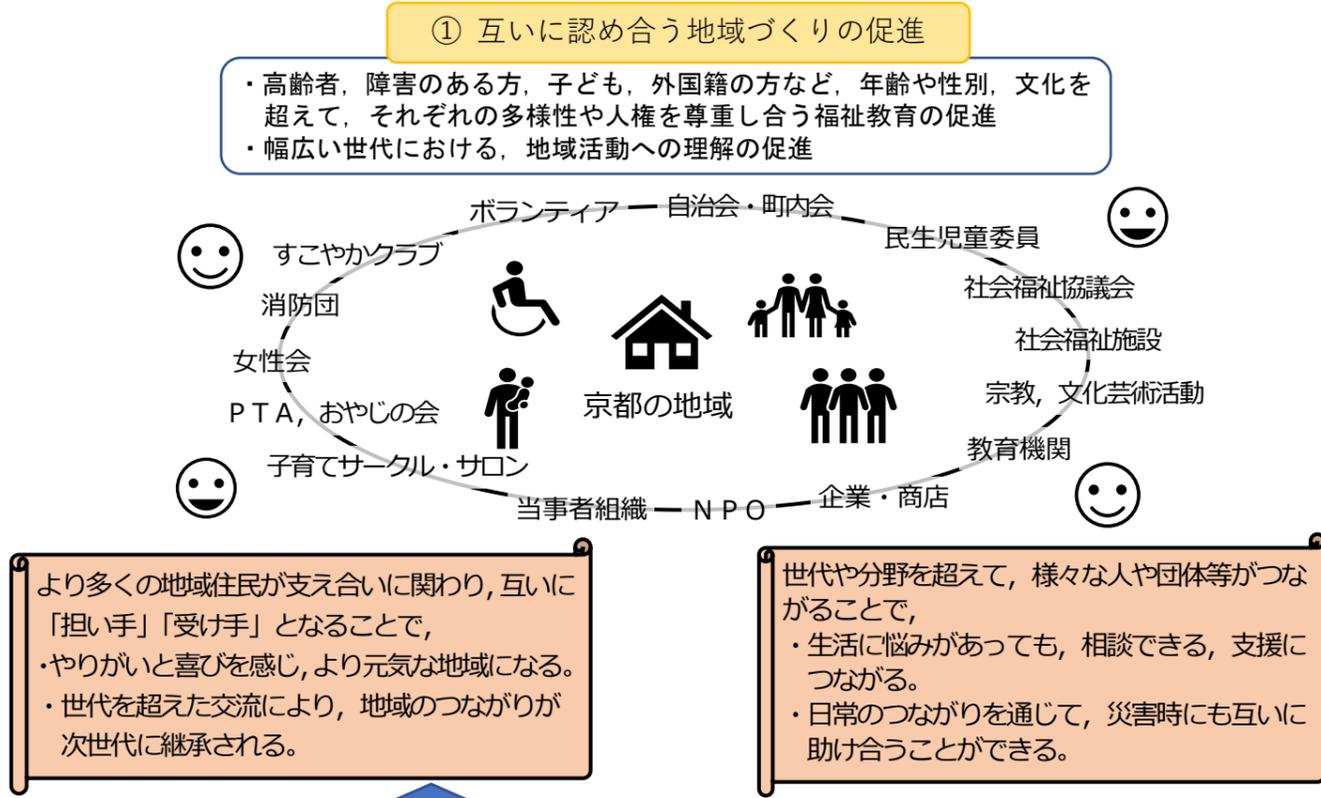
- ① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化
- ② 困難な課題に対応する事業の充実

# 京・地域福祉推進指針が「目指す姿」

## 4 新たな指針が目指す取組のイメージ

<住民同士の支え合い活動の促進> ~互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、生き生きと過ごせる地域づくり~

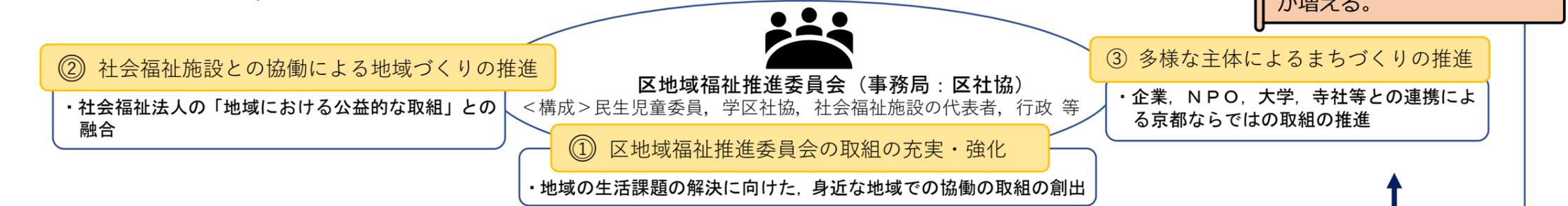
- ② 地域福祉活動への支援, 市民参加の促進
  - ・市社協・区社協, 福祉ボランティアセンター等による地域福祉活動・ボランティア活動の支援の促進
  - ・子育て期, 就業期からの地域活動への参加を通じた, 「真のワークライフバランス」を促進
  - ・高齢者の社会参加の促進
- ③ 健康づくり・介護予防の取組の推進
  - ・地域住民等の主体的な健康づくり・介護予防の取組を通じた住民同士のつながりの促進
- ④ 地域における子育て支援の推進
  - ・地域住民や地域の子育て支援機関, 学校等の連携を深め, 地域ぐるみで子育て支援に取り組む機運の醸成
  - ・子育て支援の活動やPTA活動への参加をきっかけとした次代の担い手づくり
- ⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出
  - ・身近な地域での新たな支え合い活動の創出と新たな担い手の掘り起こし



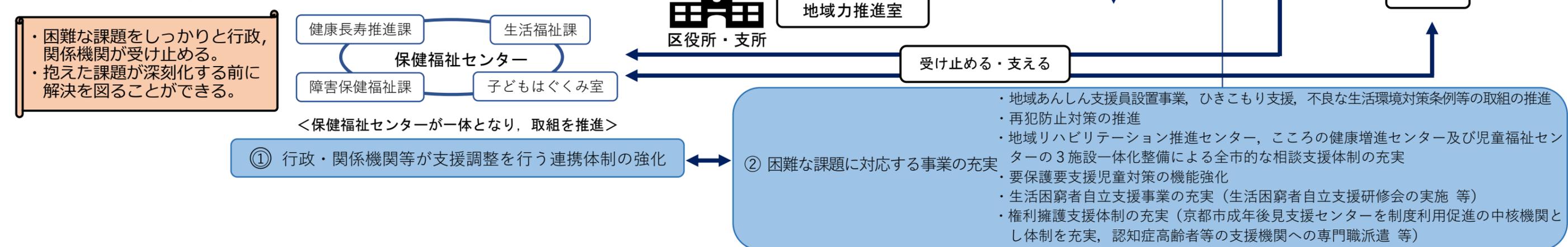
- ⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携
  - ・自治会・町内会や事業者等との連携の下, 地域活動を支援する取組を通じた地域福祉活動の推進
- ⑦ 見守り・相談支援活動の促進
  - ・民生児童委員, 老人福祉員, 学区社協等の活動の推進による課題キャッチ力の向上
- ⑧ 居場所の取組の推進
  - ・健康長寿サロン, 子ども食堂等の取組の推進による身近な地域で笑顔が溢れる関係づくりの向上
- ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実
  - ・地域住民と関係機関との連携による, 平常時からの要配慮者の把握, 見守り体制の充実, 重度障害者等の個別避難計画の策定

地域における支え合い活動を支援

<多様な活動団体が連携し, 住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり>



<困難な課題を受け止め, 円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実>



## 5 指針の推進・評価体制

### (1) 推進期間

本指針の推進期間は、5年を目途とします。ただし、期間中に地域福祉を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しの検討を行います。

### (2) 推進・評価体制

関係部局や関係機関等が地域福祉の視点から取組を進めるとともに、地域福祉の中核的な役割を担う、市・区社会福祉協議会等とも連携（※）を図り、区基本計画とも連動し、本指針の取組を推進していきます。

また、指針に密接に関連する各分野の取組実績や地域における各種活動の件数等の指標を参考に、各分野で実施されるアンケート調査の結果等も活用しながら、京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、指針の進捗状況の点検・評価を行います。

（※）京都市社会福祉協議会が策定する「京都市における社協行動指針」や各区社会福祉協議会等が策定する区地域福祉活動計画に、本指針の内容を反映することで、市・区社会福祉協議会と連携して取組を進めます。

## 6 御意見の募集について

### 【募集期間】

平成31年1月〇日（〇）～2月〇日（〇）

### 【応募方法】

郵送、FAX、電子メール又は京都市情報館（ホームページ）の意見募集フォームにより御応募ください。

様式は自由ですが、本リーフレット末尾の「御意見記入用紙」も御利用いただけます。

### 【提出先・問い合わせ先】

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（地域支援担当） 宛

電話 075-746-7713

FAX 075-251-1114

電子メール [kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp)

※件名を「指針への意見」としてください。

### 【御意見の取扱いについて】

- ① 個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。
- ② お寄せいただきました御意見につきましては、募集終了後に、御意見を集約し、京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において報告、協議するとともに、御意見に対する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表いたします。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

次期「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（仮称）素案に関する  
御意見記入用紙（募集期限 平成31年2月〇日（〇）まで）

【FAX番号】075-251-1114

京都市保健福祉局健康長寿企画課（地域支援担当） 行

1 住民同士の支え合い活動の促進（2ページ，3ページ上段）について
.....
.....
.....
.....
2 多様な活動団体が連携し，住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり（2ページ，3ページ中段）について
.....
.....
.....
.....
3 困難な課題を受け止め，円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実（2ページ，3ページ下段）について
.....
.....
.....
.....
4 次期「京・地域福祉推進指針」（仮称）素案全体について
.....
.....
.....
.....

御意見をまとめる際の参考とさせていただきますので，差し支えなければ以下の該当する項目に「○」を御記入ください。

- ①お住まいの区：北 区 上京区 左京区 中京区 東山区 山科区  
下京区 南 区 右京区 西京区 伏見区 その他
- ②年 齢：20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代  
70歳代 80歳以上
- ③性 別：男性 女性
- ④御 職 業 等：会社員 公務員 自営業 主婦・主夫 学生 無職 その他

発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課  
平成31年1月 京都市印刷物第 号

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！



健康長寿のまち・京都

